

第1章

土木管理課

1. 業務の概要

土木管理課は、庶務担当班、土木計画担当班、道路認定管理担当班、道路占用管理担当班、境界確認担当班、地籍調査担当班の6班で構成されています。

各班の主な業務内容は以下のとおりです。

■ 庶務担当班

部内・課内の連絡調整、予算、入札及び契約、災害復旧事務、庶務全般に係る事務等です。

■ 土木計画担当班

市道、橋梁等の調査、企画及び立案、橋梁、トンネル等の道路構造物の点検調査業務、無電柱化の推進に向けての企画及び立案に係る事務等です。

■ 道路認定管理担当班

市道路線の認定及び廃止、法定外公共物（里道・水路等）の払下げ、道路台帳の整備、開発行為に基づく道路施設の帰属に係る事務等です。

■ 道路占用管理担当班

市道及び法定外公共物（里道・水路等）の占用許可、開発行為に基づく事前協議、道路管理者以外の者の行う工事の承認に係る事務等です。

■ 境界確認担当班

市道等の境界確認、未登記道路整備事業に係る事務等です。

■ 地籍調査担当班

地籍調査事業、公共基準点等の管理に係る事務等です。

2. 施策の概要

（1）庶務・管理業務

① 業務委託の入札・契約事務

土木管理課では、土木建築部内各課が行う業務委託（道路・河川の清掃や除草等）の入札及び契約の事務を行っています。

■入札状況

(単位：件)

区分	入札件数	委託契約件数
平成 30 年度	115	115
令和元年度	116	116
令和 2 年度	129	129
令和 3 年度	114	114
令和 4 年度	103	103

② 災害復旧事務

自然現象による災害は発生する地域や時期の予測が不可能であり、災害復旧等に係る事業費用についても被災の規模により大きく変動します。

災害復旧事業とは、被災した公共施設の原形復旧に係る事業費用について、一定の採択要件を満たせば国が負担をするものです。

近年では道路及び河川等の災害が発生しており、道路維持課及び河川・みなと振興課と連携を図りながら、大分県を通して国との連絡調整に努めました。

■災害発生の状況

(単位：件)

区分	河川	道路	橋梁	下水道	計
平成 30 年度	3	3	0	0	6
令和元年度	0	0	0	0	0
令和 2 年度	0	3	0	1	4
令和 3 年度	0	1	0	0	1
令和 4 年度	0	3	0	0	3

(2) 道路・橋梁等に関する計画的業務

① 道路整備保全プログラム

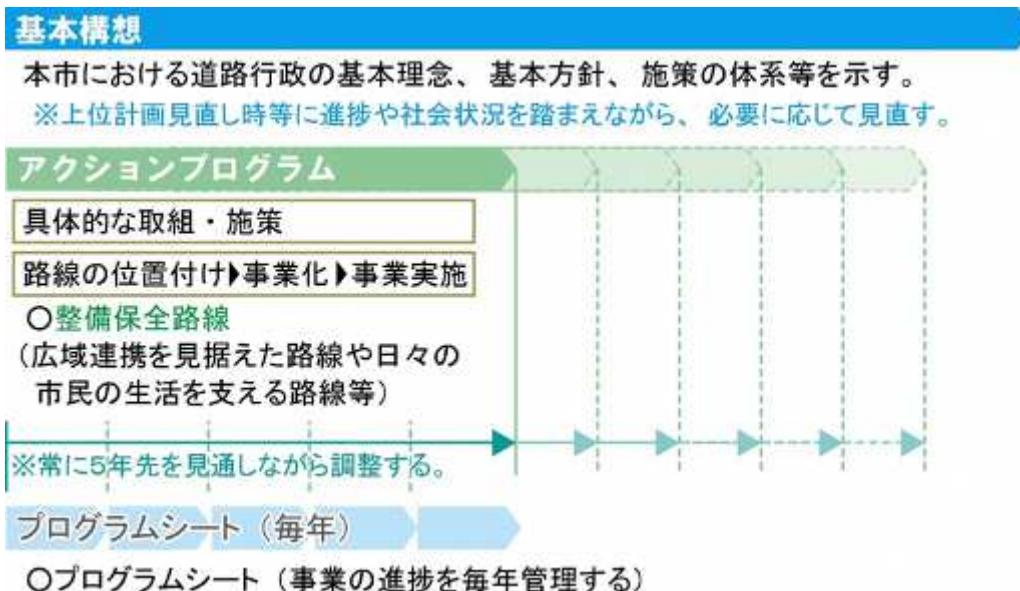
今後の道路整備は、新設等だけでなく、維持管理についても点検等を行い計画的に進めることが重要です。

そのため、道路の整備や維持管理など全体像が体系的に把握でき、事業をより効率的・効果的に進めていくための指針として、これまでの道路整備や維持修繕に関する個別計画をとりまとめた「大分市道路整備保全プログラム」を策定しました。

このプログラムは、基本構想とアクションプログラムから構成されており、基本構想では、プログラムの基本的な理念や方針を定め、その下に個別計画等を体系的に整理しています。また、アクションプログラムでは、個別計画等に基づき実施している各種の道路整備や維持修繕等の事業を一つに集約しています。

市道整備の場合、単年で事業が完了する案件も多いため、このアクションプログラムを毎年見直し更新することで、計画全体の把握と進捗管理を行います。

■ 計画の構成



② 道路構造物のアセットマネジメント

本市が管理する道路構造物の多くは高度経済成長期に集中的に建設されており、現在、老朽化が一斉に進行しています。

今後の維持管理については、道路構造物の更新が一時期に集中することのないように、従来の「損傷が深刻な状態になってから対処する手法」(対症療法型)から、「損傷が軽微な状態のうちに予防的に対応する維持管理的手法」(予防保全型)への転換が必要です。

道路構造物の劣化状況等を早期に発見するための定期点検については、平成26年5月に道路法に関する省令の一部が改正されており、橋梁等の主な道路構造物では、5年に1回の近接目視による点検が義務付けられました。

本市においても、省令の一部改正及び、令和元年度策定の「大分市橋梁・トンネル等長寿命化修繕計画」などに基づき、主な道路構造物の定期点検を計画的に行い、効率的な維持管理とコスト縮減を図る中で、道路ネットワークの安全性や信頼性を確保していきます。

■定期点検の対象となる主な道路構造物

名 称	管 理 数
橋 梁	958 橋
トンネル	9 箇所
横断歩道橋	15 橋
大型ボックスカルバート	1 箇所

※ 表は、道路法により、5年毎に定期点検を行う道路構造物の名称と管理数。

※ 管理数は計画策定時の数値。



③ 道路舗装の修繕

本市では、都市の骨格を形成し経済活動を支える幹線道路や、市民生活に直結する生活道路など 8,053 路線・約 2,495 km の市道を管理しています。(令和 5 年 3 月時点)

これら市道の舗装も、多くは、橋梁等と同様に新産都（昭和 39 年）以降、都市の広がりと共に整備されているため、現在、急速に老朽化が進行しており、今後は「事後対症療法型」から「予防保全型」の維持管理へ転換が必要です。

併せて、修繕履歴等のデータベース化や情報を関係部署で共有できるように一元管理するなど、維持管理の効率化を図る必要があります。

そのため、本市では、「舗装修繕計画（令和 4 年 6 月）」を改訂し、道路の規格に応じた管理指標や管理水準を定めるとともに、点検により舗装の状態を把握し、路線の特性等に応じた優先度評価を通して、道路舗装の長寿命化やライフサイクルコストの縮減、メンテナンスサイクルの構築を図り、安全・安心な道路空間や交通・物流ネットワークの確保に務めてまいります。

④ 路面下空洞調査

本市では、道路の路面を正常な状態で維持管理するため、継続的に路上パトロールを行っています。

しかし、毎年、老朽化した地下埋設物などに起因するなど、路上パトロールでは発見出来ない道路の陥没が発生しています。

そのため、本市では、平成 28 年度から、非開削にて路面下の空洞を探査できる路面下空洞調査を実施しております。

この調査を計画的・継続的に行い、陥没事故が生じる前に対策を行うことで、安全・安心な道路空間や交通・物流ネットワークの確保に務めてまいります。



⑤ 無電柱化の推進

「大分市総合計画」等、上位計画に基づき、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観・住環境の形成、災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、地域文化の振興、地域活性化等の観点から「人にやさしく美しい都市空間の創造と整備」を目指した計画的な市街地整備の取り組みとして、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進しています。



(都) 県庁前古国府線



市道 府内 11 号線

⑥ 九州国道協会事務

九州国道協会は、昭和37年3月に発足し、九州地方の202市町村が加盟するなか、九州の幹線道路網の整備はもとより、交通安全、環境保全、高度情報化等の多様化するニーズをふまえ、より豊かな郷土と住みよい生活環境の実現をめざし、国道をはじめとする道路整備促進や道路愛護心を育むことを目的に活動を行っています。

道路整備については、大都市部を中心に一定のストックは形成されてきていますが、自然災害に対し脆弱な箇所が多い九州地方では、循環型高速道路ネットワークの未完成、幹線道路の不足、生活道路の未整備など、質・量ともに十分ではなく、地方が求める道路整備に対し、必要な事業が確実に行われているとはいえない状況です。本市も協会の要望活動等を通じて、真に必要な道路整備に関する予算が確保されるように取り組みます。

⑦ 開発行為に伴う事前協議及び指導

開発行為及び土地区画整理事業等における区域内道路の構造等の基準と配置、また地区外の既存道路との接続を適切に確保することで帰属を受け、適正な管理を図るため、事前の審査・協議を行っています。

開発行為の審査・協議は「都市計画法」、「道路法」及び「大分市開発行為指導要綱」等によるほか、道路の構造は本市条例に基づいています。

開発行為の施工が完了した場合は、事前協議の内容に適合しているか検査を行っています。また、帰属を対象としている道路施設及び用地は、必要となる図書を提出してもらい、土地の所有権移転を行うほか、協議により市が管理する道路の用に供する土地は、「都市計画法第39条及び第40条」の規定に基づき工事完了公告の翌日に管理、帰属されることとなっています。

なお、土地区画整理事業等については、現況市道の区域内の編入について承認を行っています。

また、施工が完了した場合は協議内容に適合しているか検査を行った後、換地処分の公告の翌日から管理の引き継ぎが行われます。

■開発行為、開発道路引継ぎ等の状況

(単位：件)

	業務内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開 發 行 為	事前審査	4	12	9
	事前協議	68	78	68
	完了検査	59	50	63
開 發 道 路 引 継 ぎ	申請	40	23	29
	道路検査（事前を含む）	40	23	29
	手直し指示書	0	0	0
	手直し検査	0	0	0
	管理協定書締結	0	0	0
	道路の引継完了	28	19	27
街路樹引継ぎ		0	0	0
街路灯引継ぎ		0	0	7

（3）道路の管理業務

「道路法」に定める道路には、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道の4種類があります。

このうち道路管理者である本市は、市域内の市道の管理を行っています。

道路管理者とは、道路管理に関する権能及び義務を有する者であり、その管理行為には、道路の新設、改築、維持、修繕及び災害復旧、道路占用の許可などがあります。

① 道路の現況等

■道路の現況

(令和5年3月31日現在)

種別		4年度	単位	3年度	増減	%
総延長		2,494,925.8	m	2,480,340.8	14,585.0	0.6
実延長		2,431,315.3	m	2,411,069.8	20,245.5	0.8
規格改良済延長		1,852,389.1	m	1,828,573.9	23,815.2	1.3
未改良延長		578,926.2	m	582,495.9	△3,569.7	△0.6
道路延長		2,416,608.2	m	2,396,352.4	20,255.8	0.8
橋梁	個数	965	ヶ所	966	△1	△0.1
	延長	14,707.1	m	14,717.4	△10.3	△0.1
トンネル	個数	9	本	9	0	0
	延長	1,097.2	m	1,097.2	0	0
舗装済延長		2,360,740.9	m	2,339,352.9	21,388.0	0.9
内訳	セメント系	307,778.8	m	309,524.5	△1,745.7	△0.6
	アスファルト系(高級)	1,183,444.6	m	1,160,028.4	23,416.2	2.0
	アスファルト系(簡易)	869,517.5	m	869,800.0	△282.5	△0.0
砂利道延長		70,574.4	m	71,716.9	△1,142.5	△1.6
渡船場	個数	0	ヶ所	0	0	0
	延長	0.0	m	0.0	0	0
鉄道交差	個数	126	ヶ所	124	2	2.0
	内立体交差	50	ヶ所	49	1	2.0
歩道延長		641,279.2	m	630,370.1	10,909.1	1.7
立体横断施設		15	ヶ所	15	0	0
〃(内)地下道		0	ヶ所	0	0	0
道路面積		15,544,327	m ²	15,355,656	188,671	1.2
道路敷面積		17,641,972	m ²	17,430,284	211,688	1.2
路線数		8,053	本	7,933	120	1.5
舗装率		97.1	%	97.0	0.1	—
改良率		76.2	%	75.8	0.4	—
大分市の面積		502.39	k m ²	502.39	0	0
〃 人口		475,163	人	476,386	△1,223	△0.3

* 舗装率=舗装済延長/実延長

* 実延長=道路延長+橋梁延長

* 改良率=規格改良済延長/実延長

(重複延長を除く供用開始分)

* 人口=3月末の住民登録人口より

② 市道路線の認定等

市道として認定するのは、本市が道路を新設した場合、市街地開発事業や開発行為により新設した道路の引き継ぎを受けた場合、既設の私道等の寄附を受けた場合等があります。

市道路線の認定の基準は「大分市市道認定及び廃止基準」により定めており、議会の議決を経て路線の認定を行い公示しています。道路管理者は、路線の認定が公示された場合には、遅滞なく道路の区域を決定し、公示しなければなりません。道路の区域が決定されると、道路管理者の許可なしに、当該区域内において土地の形質の変更や工作物の新築等ができなくなります。

また、道路管理者が正当に権限を取得していること及び道路としての物的施設が一般交通に差し支えない程度に備えた道路について、供用の開始の公示を行います。

■市道路線の認定及び廃止の状況

	認定		廃止	
	路線数	延長 (m)	路線数	延長 (m)
平成 30 年度	42	6, 538. 5	2	711. 5
令和元年度	83	14, 127. 3	13	8, 413. 1
令和 2 年度	52	14, 662. 0	7	7, 655. 2
令和 3 年度	39	6, 425. 7	5	4, 607. 5
令和 4 年度	150	25, 353. 2	19	9, 303. 1

■道路の区域の決定、変更及び供用の開始の状況（路線数）

	区域決定	区域変更	供用開始
平成 30 年度	54	57	107
令和元年度	90	51	131
令和 2 年度	78	95	158
令和 3 年度	40	65	111
令和 4 年度	144	58	203

写真は、開発行為（宅地開発）に伴い、新しく認定された市道です。



③ 道路台帳の整備

道路管理を円滑に行うためには、道路の区域はもとより、道路構造、占用物件及び沿道の状況等道路の基本的事項を把握する必要があります。「道路法第28条」において道路管理者が道路台帳の調製及び保管を行うことを義務づけられており、記載事項に変更があったときは、速やかにその補正を行い、道路の状況を常に把握しておく必要があります。

■道路台帳補正業務の状況

(単位：km)

区分	新規認定	改良
平成30年度	4.0	7.8
令和元年度	6.9	5.3
令和2年度	7.3	6.0
令和3年度	2.7	0.0
令和4年度	21.3	9.4

④ 道路の占用

道路は、人や車両の通行の用に供するだけでなく、市民の社会経済活動の最も根幹となる施設です。

そのため、都市生活に必要不可欠な上下水道、電気、電話等の施設を収容する場所としても重要な役割を持っています。

このように、道路の地上及び地下に一定の施設を設けて、これを継続的に使用することを道路の占用といい、占用するためには道路管理者の許可が必要です。占用許可にあたっては、「道路法」に適合する占用物件で、道路以外に設置する余地のない場合に、道路構造及び道路交通の確保、道路の景観等に支障とならない範囲で許可しています。

なお、同一箇所で水道工事、ガス工事等の道路占用工事が繰り返され、道路の無計画な掘削、円滑な道路交通の阻害、騒音・振動による住民の生活環境の悪化等が生じることのないよう、道路管理者及び占用者等で構成する「道路工事連絡協議会」を毎月開催し、工事計画、施行時期及び工事方法等について調整しています。

また、歩行者、自転車等の通行の障害、都市美観の阻害となる不法占用物件（置き看板、のぼり旗等）は、勧告、指導を行い適正化に努めています。

■道路占用許可状況

(単位：件)

占用物件	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
水道関係	656	638	630	636	656
下水関係	309	312	473	346	349
N T T 関係	176	176	152	98	107
九州電力関係	226	213	179	206	176
大分ガス関係	281	257	253	229	180
一般占用 (更新含む)	858	934	764	888	951
保安設備	174	185	175	182	181
道路一時使用	1,389	1,373	1,208	1,351	1,489
計	4,069	4,088	3,834	3,936	4,089

⑤ 道路事故賠償等事務

道路の管理瑕疵を原因とする交通事故等の発生により生じた損害に対しては、道路管理者として、その責任の程度に応じて、その損害を賠償する責めを負います。また、一般的交通事故等により、ガードレールなどの交通安全施設等に損傷を受けた場合は、加害者に対し、原形に復旧するよう求めていきます。

■道路事故賠償等の状況

(単位：件)

区分	道路管理瑕疵による事故の賠償	ガードレール等の被害
平成 30 年度	17	95
令和元年度	9	93
令和 2 年度	6	141
令和 3 年度	9	257
令和 4 年度	3	106

(4) 市道・里道・水路等の境界確認業務

① 市道・里道・水路等の境界確認事務

境界確認事務は、市道・里道・水路等の市有地と民有地等との境界を確認する事務です。大分市では土地を売買・譲渡・分筆する時や建物の建築など、市有地との境界確認が必要な時に申請を受け付けています。



境界標：矢印の先が市有地と
民有地との境界です。

(単位：件)

区分	確認数
平成 30 年度	648
令和元年度	673
令和 2 年度	580
令和 3 年度	673
令和 4 年度	638

② 道路用地登記事務

開発行為に際して管理引継ぎされた道路用地の所有権移転登記を行うほか、市道敷内に存在する大分市に所有権移転登記が行われていない道路用地について、登記名義人への寄附依頼、分筆登記及び所有権移転登記を行っています。

■登記実績（筆数）

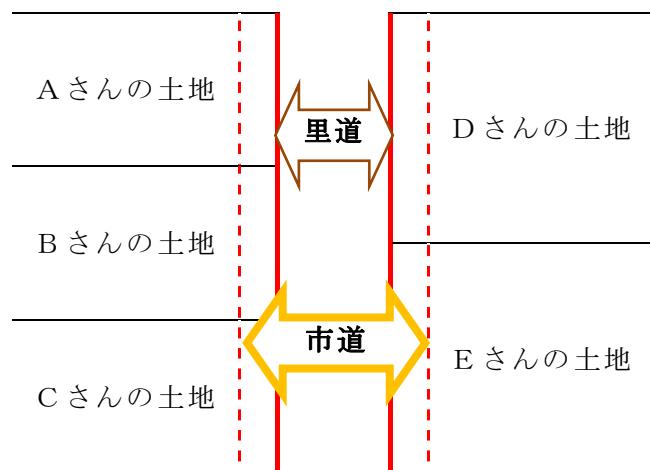
区分	開発	未登記	計
平成 30 年度	101	43	144
令和元年度	35	26	61
令和 2 年度	60	54	114
令和 3 年度	64	29	84
令和 4 年度	98	27	117

③ 未登記道路整備事業

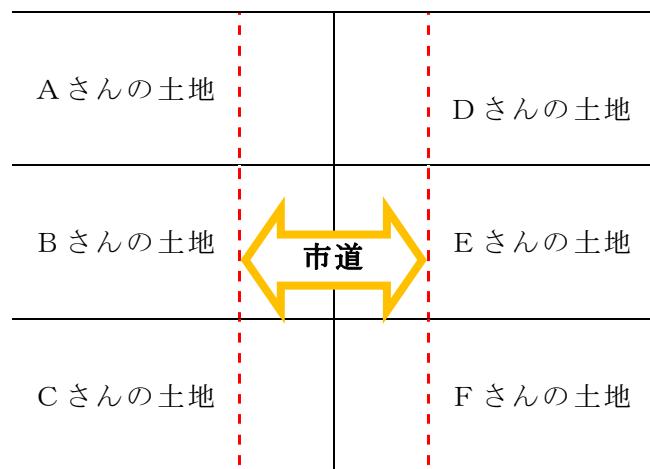
大分市が管理している市道敷内に民有地部分がある場合、当該市道を未登記道路（所有権移転登記が行われていない道路）と呼びます。

土木管理課では、市道敷内の民有地部分の寄付を受け、当該部分の分筆登記及び所有権移転登記を行っています（未登記道路整備事業）。

※未登記道路の例 1（里道に接する民有地を市道に提供した事例）



※未登記道路の例 2（民有地を市道に提供した事例）



(5) 法定外公共物の管理業務

平成11年7月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が成立し、里道（道路法の適用を受けない道路）・水路（河川法の適用・準用を受けない河川、水路等）等として現に公共の用に供されている法定外公共物については、国から市町村に譲与されることとなりました。

本市においては、平成15年4月1日から「大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例」を施行し、国から譲与を受けた里道・水路等の管理事務を行っています。

① 法定外公共物（里道・水路等）の境界確認事務、用途廃止事務

法定外公共物（里道・水路等）と民有地等との境界確認事務、法定外公共物の用途廃止事務を行っています。

■境界確認及び用途廃止件数

（単位：件）

区分	境界確認	用途廃止
令和2年度	288	44
令和3年度	306	28
令和4年度	319	35

■法定外公共物の売払い件数

区分	売払い総額 (円)	売払い件数 (件)	売払い筆数 (筆)	売払い面積 (m ²)
令和2年度	27,579,048	39	58	15,933.49
令和3年度	23,383,626	27	54	11,347.58
令和4年度	31,383,995	31	60	4,891.41

※廃止した市道路線の売払いを含む。

② 法定外公共物（里道）占用等許可事務

法定外公共物（里道）の上空若しくは地下において行う工事、工作物等の新築、改築又は除却等、法定外公共物本来の目的以外に使用する占用等の許可事務を行っています。

■法定外公共物占用許可状況

(単位：件)

占用物件	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般占用	161	196	151
N T T	7	7	2
九州電力	19	28	14
大分ガス	10	9	5
水道・下水関係（協議）	51	51	48
短期占用	11	5	4
形状変更	48	69	52
計	307	365	231

（6）道路管理者以外の者の行う工事の承認（道路法第24条）

道路に関する工事、維持は道路管理者が行うのが原則ですが、道路管理者以外の者が「道路法第24条」の規定に基づいて道路に関する工事又は維持を行う必要が生じた場合、その工事等の設計及び実施計画について、道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができます。

道路管理者は、その工事を行う必要性、計画及び実施計画の合理性及び道路管理上の支障の有無などを総合的に判断して、承認又は不承認の処分を行うことができます。

■道路管理者以外の者の行う工事の承認（道路法第24条）

(単位：件数)

区分	申請件数
平成30年度	242
令和元年度	223
令和2年度	233
令和3年度	274
令和4年度	262

(7) 地籍調査に関する業務

① 地籍調査事業

地籍調査とは、土地ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積の測量を行い、地籍図及び地籍簿を作る調査です。地籍図や地籍簿といった地籍調査の成果は法務局に送られ、土地登記簿の記載が修正されるとともに、正確で信頼度の高い地図が備え付けられます。

また、個人の土地取引をはじめ、大規模災害時の迅速な復旧・復興、公共事業やまちづくり、固定資産税算出の際の基礎情報など、様々な行政事務の基礎資料として利活用されます。

■大分市の実施状況

i . 大分市全域

502.39 km²

ii . 調査計画区域

476.87 km² (国有林、湖沼等の公有水面を除いた面積)

iii . 調査済区域

110.10 km² (令和4年度末事業実績)

iv . 国土調査法第19条第5項指定

8.07 km² (国土調査以外で同等以上の精度又は正確さを有する調査)

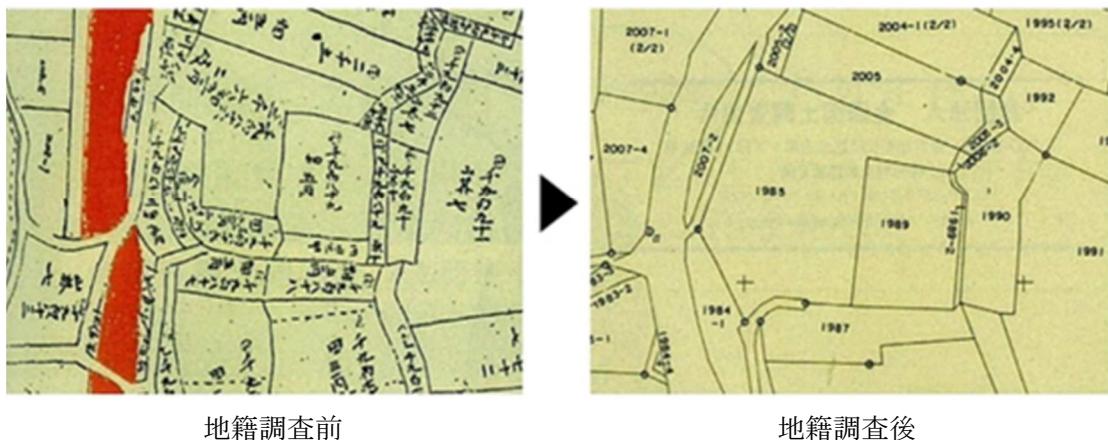
v . 必要調査面積 (v = ii - iii - iv)

358.70 km² (進捗率 24.8% ※ 令和5年3月31日 現在)

■実施地区

地区名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新川町1～2丁目	法務局送付	登記完了		
大字一尺屋の一部（上浦・下浦）	調査	法務局送付	登記完了	
弁天1～2丁目		調査		認証・承認
弁天3～4丁目		調査		認証・承認
大字一尺屋の一部（田ノ浦）		調査		認証・承認
大字白木の一部（室生・玉井）		調査		認証・承認
豊町1～2丁目			調査	認証・承認
泉町、碩田町1～3丁目			調査	認証・承認
大字白木の一部（白木浜）			調査	承認・認証
大字白木の一部（秋ノ江）			調査	認証・承認
勢家町3～4丁目・王子北町			調査	
住吉町1丁目外5地区			調査	
大字佐賀関の一部（西町）			調査	
大字佐賀関の一部（幸ノ浦）			調査	
大字佐賀関の一部（本町）				調査
大字佐賀関の一部（古宮）				調査
千代町1～2丁目、中島西1～3丁目				調査
中島中央1～3丁目				調査
城崎町2～3丁目、舞鶴町2～3丁目				調査
生石港町2丁目地区外5地区				調査

■地籍調査前後の法務局の地図



② 公共基準点等の管理事務

大分市に存在する公共基準点等には、「街区基準点」や「大分市公共基準点」などがあります。これらの基準点は、測量成果の閲覧・写しの交付、使用手続き、一時撤去及び移転の申請、使用結果の報告等を定めた「大分市公共基準点の管理保全に関する要領」に基づき、測量・工事関係者や登記関係者などに幅広く利用されることに併せ、適正な管理保全が行われています。